

グループ補助金の実績報告にかかる注意事項

1. 実績報告書の提出期限について

実績報告書は全ての補助事業（施設・設備の復旧整備）が完了してから15日以内に提出していただく必要があります。

2. 施工業者等への支払い方法について

補助事業の支払いに当たっては、原則として、預金口座から振込により行ってください。その際、振込手数料が先方負担の場合、値引き扱いとなりますのでご注意ください。

やむを得ず現金での支払いとなる場合でも、支払内容、支払額を明らかにし、必要額を預金口座から引き出して支出するようにしてください。

小切手・手形で支払いを行う場合には、必ず事業期間内に振出・支払いがされる小切手・手形としてください。なお、回し手形（裏書譲渡された手形）の使用は認められておりませんのでご注意ください。

3. 保険・共済への加入について

グループ補助金を利用する事業者には、補助対象の施設・設備について「自然災害（風水害を含む）による損害を補償する保険・共済」に加入していただく必要があります。加入状況については、実績報告時に契約書や保険証券で確認します。

補助対象物への付補割合は以下のとおりです。

①小規模企業者：30%以上（推奨）

②中小企業者等：30%以上（必須）

③中堅企業以上：40%以上（必須）

※付保割合とは、施設、設備毎の評価額に対する補償上限額の割合です。施設・設備数に対する割合ではありません。

※保険・共済は、補助金で整備したものと同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額に対して加入する必要があります（新価（再調達）型の保険加入が必要）。

※補助対象外の施設、設備との一体契約の場合は、必要付保割合を満たすことを示す内訳等を提出してください。

4. 補助金専用の元帳について

補助金専用の元帳や通帳については、補助事業により取得した施設・設備の会計管理を他の資産と区別するためにできる限り作成をお願いします。

補助金専用の元帳や通帳を作成していない場合においては、補助金の対象となっている施設・設備の支払状況が確認できる元帳、通帳の写しを提出いただければ結構です。提出する資料の写しは、補助金に関係する部分のみで結構です。

5. 額の確定検査について

実績報告の提出後、書類審査を経て現地調査等を行い、補助金額を確定することになります。

額の確定検査においては、補助事業で整備した施設・設備の現物確認に加え、提出された経理関係書類の原本の確認を行います。

交付申請内容に不備や誤りがあつたり、交付決定と異なる内容で実施し、補助対象外経費が含まれていること等が判明した場合には、補助金額を減額することがあります。

6. その他

事業の実施にあたり内容を変更したい場合は、速やかに県の担当窓口までご相談ください。

※契約後や支払後など、事後のご相談では柔軟な対応ができず、補助金額の減額となる恐れがありますので、必ず事前にご相談ください。

【書類の保管について】

本事業に係る書類は事業完了後最低5年間は適切に保管する必要があります。実績報告や額の確定検査、その後発生し得る諸検査時に必要不可欠な書類となりますので、ご注意ください。

連絡先

福島県庁経営金融課 グループ補助金（台風災害）担当

電話番号 024-572-7029

F A X 024-572-7069